内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係　御中
萩森　繁樹　513-0012 三重県鈴鹿市石薬師町 354　059-374-0891

● 知る権利、報道の自由　（基本的な考え方）

「秘密の漏えいの働きかけを受けた場合は上司への報告を義務づける」と言うことは、取材に応じないと言うに等しく、共謀・教唆・扇動の兆候までも規制していることは知る権利、取材の自由が制限･萎縮させられ、言論・表現の自由は十分機能しない。

● 原発　（特定秘密の指定）

スピーディの情報が隠されたように、現在でも情報は操作され隠され続けている。秘密法により「安全保障に著しい支障」があるとしてさらに加速。私たちの健康・生命・生活・環境に関わる情報が益々隠されていく。

● 集団的自衛権　（特定秘密の指定）

防衛・外交に関する情報、日米の軍事協力に関する事項は特に秘密の対象とされるに違いない。アメリカのイラク攻撃では大量破壊兵器は実際存在しなかったのに開戦し、多大の被害をもたらした。秘密法により自衛隊が海外に派遣される理由は隠され、今度は多大な人的被害も起こりうる。

● ＴＰＰ　（特定秘密の指定）

ＴＰＰ交渉はただでさえ秘密で一杯である。国民の食の安全、農業・産業、雇用、環境にわたって国民が共有すべき情報は多い。「国民の生命及び身体の保護、領域の保全、安全保障」は秘密にできるとしている。それは何ら国民のためでなく、アメリカの大企業のためにしかならないだろう。

● 教育　（統一運用基準、適性評価の実施）

教育は真実を教えることで成立する。それが、取材や教材研究の段階で秘密法に阻まれたら、たとえば環境汚染の問題や歴史的な課題で、何が秘密か曖昧なままでは真実に近付くことも不安になる。この法は教育と教師を萎縮させることになる。

● 国民監視　（運用基準、適性評価）

適性評価にあたって「関係行政機関の協力」つまり警察や公安調査庁、自衛隊から情報を得ることを認めている。警察がこの法を利用して市民の情報を集め、監視が強まることは必然的におこりうる。

以上、具体的で現実的な政治･人権状況に照らしても、何が秘密かの精密性の欠如からも、不相応な刑罰規定からも、監視機関の独立性の疑義からも、違憲な秘密法は廃止するしかないと確信する。

ヒミツ法 ボクのパブコメ